

盛土規制法運用開始
(令和7年5月26日) から

盛土規制法の許可手数料の納付方法について

手数料納付に利用されていた浜松市収入証紙の廃止により、盛土規制法の手数料納付方法は、以下の2つの方法とします。ご理解ご協力をよろしくお願いします。

支払い方法

方法①

納入通知書払



指定金融機関等にて納入通知書払い

方法②

カード決済 (Graffer)

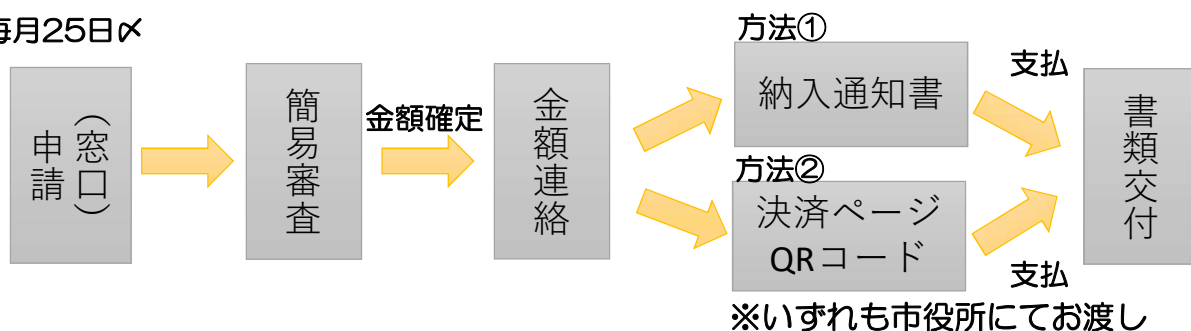


スマホ・PCからクレジットカード払い

支払い手順

(許可申請の場合)

毎月25日×



浜松市収入証紙廃止について

- 令和7年9月30日販売終了
 - 令和8年3月31日使用終了
- ※証紙の払い戻しは、5年間可能です

●お問い合わせ先

浜松市都市整備部盛土対策課 TEL053-457-2307
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2